

第 23 回 CDM 理事会報告

地球環境ユニット

研究員 伊藤葉子

第23回CDM理事会会合が、気候変動枠組条約（UNFCCC）本部（ボン）において2月22日～24日に開催された。日本からは、藤富正晴（財）日本エネルギー経済研究所常務理事（アジア太平洋エネルギー研究センター所長）が理事代理として出席した¹。

今次理事会会合では、昨年11～12月にモンテリオールにて開催された気候変動枠組条約第11回締約国会議（COP11）及び京都議定書第1回締約国会合（COP/MOP1）による決定²を受け、それらへの対応等が協議された。具体的には、追加性立証に関する今後の検討方法や、炭素隔離・貯留（CCS）プロジェクトの方法論の扱いに関する検討方法、プロジェクトの登録料等について決定が行われた。また、小規模 CDM の定義の見直しに向けた作業の開始が合意されたことは、省エネルギー・プロジェクトの促進等が期待される動きとして、今後の動向が注目される。これらの他に今後の対応が必要な諸課題についても、それぞれのパネル、ワーキング・グループで検討されるべく整理が行われた。

また、COP/MOP1による理事会メンバーの選出を受け、理事会及び下部組織等の人選が行われ、今後1年間のCDM運営体制が合意された（巻末参照）。事務局の体制強化に向けた具体的措置の実施状況等についても報告がなされた。

CDM 運営の効率化を目指した取組としては、プロジェクトの登録申請並びに CER の発行審査に用いる評価資料（appraisal）の作成準備にあたる「登録・発行チーム（Registration and Issuance Team）」の設立が合意された。また、方法論の策定プロセスの改善を目指した手続きの改訂等が合意され、運営手続きの効率化が図られた。

方法論に関する横断的課題の検討としては、貯水域におけるメタン排出の算定方法が承認され、ダム型水力発電プロジェクトの実施に門戸が開かれるといった成果があった。

これまでに登録が承認された CDM プロジェクトは 141 件（見込み CER 量約 5,050 万 tCO₂）にのぼっており、このうち 10 件（プロジェクト 7 件）から合計 417 万 tCO₂e の CER（Certified Emission Reduction）が発行済みとなっている（3月16日時点）。プロジェクト参加者は CDM レジストリ内に口座を開設し CER の移転を受けることが可能となっており、排出量取引市場に CER を流通させるための制度整備も進められている。

次回 CDM 理事会会合は、2006 年 5 月 10 日～12 日にボンにて開催される予定である。

1. 指定運営組織の信任

今次理事会会合では、第19回信任パネル会合（AP19、2005年11月）及び第20回信任パネル会合（AP20、2006年2月2～3日）での検討結果を対象とする第10次進捗レポート（A

¹ パネル、ワーキング・グループのメンバーとして日本から、方法論パネルに山口建一郎氏（（株）三菱総合研究所）、信任パネルに大坪孝至氏（（財）日本適合性認定協会）、小規模 CDM ワーキング・グループに山田和人氏（（株）パシフィックコンサルタンツ）が参加している。

² Further guidance relating to the clean development mechanism

P レポート）が理事会に提出された。これに基づき下記の検討が行われた。

1－1．運営組織の信任³

信任パネルによる運営組織申請者（AE, applicant entity）の信任勧告につき検討が行われ（非公開）、下表の通り合意が行われた。

表 1-1-1：有効化審査段階の信任

組織名	セクタースコープ
TÜV Industrie Service GmbH TÜV Rheinland GRUPPE（ドイツ）	13
Korea Foundation for Quality (KFQ)（韓国）*	1～3

（*は新たに信任を受けた組織）

表 1-1-2：認証・検証段階の信任

組織名	セクタースコープ
TÜV Industrie Service GmbH TÜV SÜD GRUPPE（ドイツ）	4～7、10～13、15

今次会合の結果を反映して、これまでに信任を受けた DOE の数は 13 件となった。このうち非附属書 I 国（韓国）の DOE は 2 件となっている。

CDM 理事会は、AE の承認審査における方法論の要素を強化することとしている。このため第 21 回 CDM 理事会会合（EB21）にて、AP パネルに方法論の専門家を 1 名加えることが合意され、今次会合にて選任が行われた。EB19 にて AE の立会い審査にあたる AT メンバーにも方法論の専門家を 1 名追加することが決定された。しかしながら、方法論の専門家が不足しており、AE の立会い審査に遅延が生じている旨、AP 前パネル議長より報告があった。

1－2．DOE/AE との情報交換

DOE/AE フォーラム⁴議長より、DOE/AE の視点に立った懸案事項等（下記）が報告され、CDM 理事会との意見交換が行われた：

- ① COP/MOP1 において CDM 運営に関する CDM 理事会の決定事項等の情報の流布に取り組むべき決定がなされたことを受けて、ステークホルダーとのコミュニケーションを促進

³ 運営組織は、CDM プロジェクトの実務上の審査機関であり、その信任及び指定は、有効化審査（validation）と検証/認証（verification/certification）の 2 つの段階（フェーズ）に分けて行われる。当該組織の専門性に応じて、セクタースコープ（DOE が業務を実施できる専門部門）が認定される（Procedure for accrediting operational entities by the Executive Board of the clean development mechanism (CDM)）。また、セクタースコープは、5 つのグループに分類されている：1 エネルギー産業、2 エネルギー輸送、3 エネルギー需要、4 製造業、5 化学工業、6 建設、7 運輸、8 鉱業、9 金属工業、10 燃料からの漏洩、11HFC 等の漏洩、12 溶剤使用、13 廃棄物処理・処分、14 新規植林・再植林、15 農業。

⁴ 第 14 回 CDM 理事会会合（2004 年 6 月 12～14 日）において、DOE/AE の業務強化のための方策に関する情報交換を行うことを目的として、UNFCCC 事務局が DOE/AE を対象とした会合を CDM 理事会会合の実施にあわせ開催することが決定された。第 1 回会合は 2004 年 12 月 10 日にブエノスアイレスで開催された。議長は Einer Telnes 氏（DNV）。

- するための取組が必要であること；
- ② 方法論の適用に関する逸脱要請⁵について、ヘルプデスクの設置等、より迅速な対応を可能にする体制が求められること；
 - ③ 多くのステークホルダーが炭素回収・貯留（CCS：Carbon Dioxide Capture & Storage）プロジェクトへ高い関心を示していることを考慮し、CDM 理事会に提出されている関連方法論を公開することが求められるとともに、2006 年 5 月に予定されているワークショップ⁶だけでは全てのイシューについて対処するには時間的に不十分であること；
 - ④ DOE/AE フォーラムは、DOE のための「有効化及び認証・検証マニュアル」を新規に作成しており、CDM 理事会メンバー（1 名）の参画が求められること；
 - ⑤ 早期実施プロジェクトの申請期限に関する COP/MOP 決定（2000 年 1 月 1 日から 2004 年 11 月 18 日（CDM プロジェクトの登録承認が初めて行われた日付）までに開始されたプロジェクトで、2005 年 12 月 31 日までに新方法論が提出されているか、有効審査への申請が行われており、且つ 2006 年 12 月 31 日までに CDM 理事会により登録承認がなされたプロジェクトは遡及クレジットを申請することが可能）⁷を受け、有効化審査の申請が行われていること、とする内容の詳細について明確化が求められること；
 - ⑥ CDM 理事会の決定により承認済み方法論が改訂または廃止される場合に、こうした方法論の使用が認められる経過措置期間⁸が不十分であり、これまでの 4 週間から 3 ヶ月へと変更すべきこと；
 - ⑦ 一部の埋立ガス関連プロジェクト等において、埋立ガス回収やフレアリング実施に関する規制の扱いについて、L+、L-⁹との関係から CDM 理事会のガイダンスが必要であること。
- これに対し、⑤については理事メンバーの Kilani 氏が選任された。⑤、⑥については具体的対応が今次会合にて決定された（それぞれ 5－4.、2－1. ③参照）。また、⑦については、オブザーバーとの意見交換を通じ、「追加性立証ツール」におけるステップ 1 により実質的に対応が可能である、との見解が示された。

2. ベースライン及びモニタリング方法論に関する検討

今次理事会会合では、第 19 回方法論パネル会合（2006 年 1 月 31 日～2 月 3 日）によるレポート等に基づき、横断的課題の検討や、個別方法論の承認等が行われた。また、DOE/AE フォーラムとの意見交換（上記 1－2.）や今次会合での議論を反映して、方法論の審査・改訂等の手続きに関する修正等が合意された。さらに、COP/MOP1 による決定文書において方

⁵ EB22 にて「CDM 理事会に対する逸脱要請手続き」が採択され、プロジェクトの実施やモニタリングに際し、承認方法論やモニタリング計画に比べ、逸脱（deviation）が生じる場合の扱いが規定された。①DOE は、プロジェクト活動の登録要請、及び CER の発行要請に際し、承認方法論及びまたは PDD からの変更可能性有無及び変更に対する対処法を示すこと；②DOE は、当該事項に関する CDM 理事会のガイダンスに基づき業務を進めること、とされた。

⁶ 第 24 回枠組条約補助機関会合（SBSTA）開催にあわせ、CCS に関するワークショップが開催される（Further guidance relating to the clean development mechanism, paragraph 5）。

⁷ Further guidance relating to the clean development mechanism, paragraph 4

⁸ 第 19 回 CDM 理事会会合（EB19）及び EB22 において、経過措置期間を 4 週間とし、この間までに登録申請が行われたプロジェクトについては改訂の影響を受けないことが合意された。

⁹ EB16 にて採択され、EB22 にて廃止が決定した。

法論に関連にする要請が出されたことを受けて、今後の対応等について検討が行われた。

2-1. 方法論の手続きに関する検討

①「新方法論の提案及び審査に関する手続き」の改訂

現行の手続きでは、新規に提出される方法論で、方法論パネルから CDM 理事会への初期勧告 (preliminary recommendation) に対し、プロジェクト参加者が技術的明確化等のインプットを提出できる期間は 10 営業日とされている。これに対して理事会メンバーからは、方法論の提案者がこうした修正要請に対応するためには期間が不十分であり、CDM 理事会に提出される方法論の品質を向上させるための措置のひとつとして、当該期限を延長する必要があるとの見解が示された。このため、当該期限を 4 週間に変更することが合意された¹⁰。本決定は、植林・再植林 CDM の方法論にも適用される。

②方法論の提出料に関する規定の追加

「新方法論の提案及び審査に関する手続き」は、新規に方法論を提出する際、提案者に対し提出料 (US\$1,000) を科し、①方法論が採用された場合にはプロジェクトの登録料から控除、②不採用とされた場合には返金は行わない、ことを規定している¹¹。今次会合にて提出された方法論は不承認扱いとされるが、その内容が既存あるいは新規方法論に使用される場合には、方法論提案者に提出料をプロジェクト登録料から控除することとされた。

③「承認済み方法論の改訂手続き」¹²の改訂

承認済み方法論に問題点等があつて理事会の決定により使用停止とされる場合、当該方法論に基づいた進行中のプロジェクトの扱いについて、現行の規定では、経過措置期間 (使用停止決定から実際に使用停止とするまでの期間) を 4 週間とし、この間に登録申請が行われたプロジェクトは使用停止の影響を受けると規定されている¹³。これに対し、当該経過措置期間が不十分であるとの見解が、DOE/AE フォーラム議長より示された (上述 1-2.)。これを受けて理事会が検討を行った結果、方法論の改訂が行われる場合と、廃止が行われる場合ともに、経過措置期間を 8 週間に変更することが合意された。また、当該期限内に登録申請が行われることと規定されていることについて、その詳細規定が策定された¹⁴。本決定は、小規模 CDM、植林・再植林 CDM にも適用される。

¹⁰ これにより当該手続き規定 (PROCEDURES FOR THE SUBMISSION AND CONSIDERATION OF A PROPOSED NEW METHODOLOGY) は Version 10 となる。

¹¹ 提出料の課金は、提出される方法論の品質を向上させるための措置として EB21 にて決定された。

¹² PROCEDURES FOR THE REVISION OF AN APPROVED BASELINE OR MONITORING METHODOLOGY BY THE EXECUTIVE BOARD

¹³ 登録済みのプロジェクトについても影響を及ぼさない。

¹⁴ DOE により経過措置期間の終了日 24 時 (GMT) までに登録申請が事務局のウェブサイトにはアップされること、及び、①登録料の支払い証明が期限後 20 日以内にアップされるか、②登録料の支払いが期限後 40 日以内に行われること。

2-2. 方法論に関する横断的課題等の検討

①ベースライン・シナリオの選定ツール

第 20 回 CDM 理事会にて、ベースライン・シナリオ選定のためのツールを新たに開発することが合意された。CDM 理事会はこれまでに「追加性立証ツール」を策定しているが、同ツールは、想定されるベースライン・シナリオの妥当性について判断するために用いることができず¹⁵、提出される新方法論で、この点についての問題が多く見られることが指摘されている。こうした背景から方法論パネルにて作業が行われ、CDM 理事会に対し「ベースライン選定ツール」案が提出された。

方法論パネルの勧告案は、基本的に追加性ツールと類似のステップ・バイ・ステップのアプローチとされ、CDM 理事会のこれまでの議論を反映して、追加性立証ツールとあわせて用いられるものとされた。これに対し、今次会合の議論においては、追加性立証との一体性を求める意見が多く出され、追加性立証及びベースライン・シナリオ選定のプロセスの複雑化を避けるべきとの見解が示された。

また、追加性立証に関する COP/MOP から CDM 理事会への要請として、①ベースライン・シナリオの選定及び追加性立証を統合するオプションを含む追加性立証に関する新たな提案、および②追加性立証ツールの改善について、パブリック・コメントの受付を行うこととされていることから、CDM 理事会によるベースライン・シナリオ選定ツールの策定は単独では行わず、追加性立証に関する検討に組み込む方向性で方法論パネルにて検討を行うことが合意された。また、方法論パネルでの検討に向け、「ベースライン選定ツール」案について、「追加性の立証ツール」とあわせて、パブリック・コメントを受付ける（3 月 1 日～26 日）ことが合意された。

②貯水池設置型水力発電プロジェクトにおけるメタン排出の扱い

貯水池設置型水力発電プロジェクトにおける貯水池から発生するメタンの算定方法について、専門家によるレポート等をふまえた検討が方法論パネルにて行われた。方法論パネルによる勧告に基づき検討が行われたところ、水力発電プラントの電力密度（power density：貯水域の表面積あたり発電容量）に応じて下記とすることが合意された：

- ・ $4\text{W}/\text{m}^2$ 以下：水力発電プロジェクトを包含する既存の方法論の適用を不可とする（CDM とするためにはメタン排出を考慮した新たな方法論が必要）；
- ・ $4\sim 10\text{W}/\text{m}^2$ ：貯水域から放出されるメタンをプロジェクト排出として排出係数 $90\text{g}/\text{kWh}$ （ CO_2 換算）を用いて算入することで、既存方法論の適用を可とする；
- ・ $10\text{W}/\text{m}^2$ 以上：メタン放出は無視できるものとし、既存の方法論の適用を可とする。

こうした閾値の根拠として、方法論パネルに示された情報についてメンバーからコメントがなされたが、現時点では貯水池からのメタン排出の測定方法が確立しておらず、科学的知見とデータが不足していることが方法論パネル議長より説明が加えられた。このため暫定的な対応として簡潔なルールを策定し、現実的な対応を行う必要があるとの見解が合意された。その結果、これらのデフォルト値の設定により、貯水池の新設・増設を含む水力発電プロジ

¹⁵ 「追加性立証ツール」の前文にはベースラインの選定には別途検討が必要な旨記載がある。

ェクトの実施が可能となった。

上記ガイダンスをふまえ、既存の再生可能エネルギー発電の方法論（ACM0002、AM0026、AM0019）の適用範囲は拡大される。なお、特に、植生バイオマスが極めて少ない土地が貯水域とされるケース等、貯水池からのメタン排出があまり想定されないような場合については、こうした場合に適用される新たな方法論が求められる。

③モニタリングにおけるキャリブレーション

モニタリングに用いられる計測機器の使用に際して、その条件整備等を目的とした検討が方法論パネルにて行われた。今次会合にて方法論パネルの勧告に基づき検討が行われた結果、計測機器の不確実性レベル、手法、精密度、及びキャリブレーション手続きについて、QA・QC（品質保証・品質管理）の手続き詳細と併せて PDD に記載を求めることが合意された。また、推奨される測定方法等の基準としては、国際標準または国内で適用される標準の使用が推奨されること、プロジェクトの認証段階において、不確実性レベルや計測機器について DOE の認証を受けること、とされた。

なお方法論パネルは、別途、CDM プロジェクトに固有なモニタリングに関する 이슈（標準、計測システム、不確実性、キャリブレーション、トレーサビリティ、コスト）のガイドラインの作成を行っている。

④メタン排出回避プロジェクトにおけるメタン発生の算定

埋立処分に出される廃棄物のコンポスト化やバイオガス利用等のプロジェクトにおいて、排出が回避されたメタンの量を算定するための手法について再検討が行われた。これまでに承認された方法論では、IPCC に示されるデフォルト値を用いた算定方法（IPCC Tier1）と、First Order Decay（FOD）モデルを用いた算定方法とがある。これについて、前者の算定方法では、廃棄物から即メタンが発生することが想定されており、CER の算出方法として適切ではないとの判断から、今次会合にて、こうしたプロジェクトに用いられる算定においては、FOD モデルを用いることとされた。さらにそうした算出結果により、モデル上、クレジット期間を超えて発生する削減分については、CER として計上しないことが合意された。これにより、IPCC Tier 1 を用いた方法論（ACM0003 及び小規模 CDM 方法論 Type III）の改訂が合意された。

⑤排出削減のダブルカウント

バイオディーゼルへの代替やセメントの代替材料の使用に関する方法論等では、同一の財・サービスによる排出削減効果を生産者と消費者の双方が申請することで、CER のダブルカウントが発生するケースが考えられる。こうした問題につき方法論パネルと CDM 理事会にて検討が重ねられたが、前回会合にて、①ダブルカウントが発生すると考えられる状況及び、その回避のために取り得るオプションについて外部のコメントに付すこと（2 月 17 日期限）、②外部の専門家による技術的分析を実施すること、③これらをふまえ方法論パネルが勧告を作成することが合意された。

方法論パネルより、これまでに 7 件のコメントが提出されており、これらに基づき次回会合にて検討を行う予定であることが報告された。

⑥公式情報の使用

DOE より、ベースライン排出の算定に用いられる燃料の炭素含有量について、プロジェクトのホスト国において複数の公式情報が存在するため、IPCC の数値を用いる旨、逸脱要請が出された。今次理事会での検討の結果、小規模 CDM における当該逸脱要請を容認することとし、同時に、こうした状況への対応を横断的課題として検討する必要性が確認された。

⑦方法論の開発促進に向けた取組

方法論パネルでは、新規のベースライン及びモニタリング方法論の開発を促進することを目的とした「テクニカル・ガイダンス」と、方法論上の「構成要素カタログ」の作成作業が開始されたとの報告がなされた。「構成要素カタログ」は、方法論の策定にあたり頻繁に用いられる共通要素等をブロック化し、新規方法論の開発の際に容易に組み込むといった用途が期待される。

2-2. 個別方法論の検討

(1) 承認勧告方法論 (A 判定)

硝酸の生産工程から排出される N_2O の回収・破壊 (NM0111)

前回理事会会合にて承認決定がなされたことを受け、方法論パネルにてリフォーマット (AM0028: Catalytic N_2O destruction in the tail gas of Nitric Acid Plants) の作成が行われた。今次理事会会合にて採択された。

(2) 条件付差し戻し勧告が出された方法論 (B 判定)

バイオディーゼルに関する方法論 (NM0129)

本方法論は、ひまわり油を用いた輸送用バイオディーゼルの製造により、化石燃料を代替する内容となっている。横断的課題として現在検討途中であるダブルカウントの問題とも関連するものであるが、本方法論には他の技術的問題点があることから、B 判定とされた。

(3) 不承認とされた方法論 (C 判定)

NM0126、NM0137、NM0139 について不承認勧告が出され、理事会にて承認された。

(4) 統合方法論

産業設備で用いられる石炭・石油から天然ガスへの燃料転換のための統合方法論 (NM00131、NM0132、AM0008)

ボイラーやセメントキルン等、産業設備で燃料として用いられる石炭または石油を天然ガスへ転換するための新規方法論が提出されたことを受け、既存の類似方法論 (AM0008 ver01: Industrial fuel switching from coal and petroleum fuels to natural gas without extension of capacity

and lifetime of the facility) と統合することが方法論パネルより勧告された。理事会の検討の結果、当該統合方法論のリフォーマット（ACM0009：Consolidated baseline methodology for fuel switching from coal or oil to natural gas）が承認された。

ただし当該統合方法論においては、上流工程におけるリーケージ（天然ガス精製・運送等）の問題が積み残されており、専門家の技術的検討が加えられることになっている。このため当該統合方法論の適用条件として、LNG（液化天然ガス）及び CNG（圧縮天然ガス）への転換は除外されている。これについて、こうした課題が解決するまでは、既存の方法論（AM0008）を継続して適用可能とすべき旨、メンバーから意見があり、暫定的措置として合意された。

（５）承認済み方法論の改訂¹⁶等に関する検討

家畜糞尿処理方法の変更によるメタン排出回避（AM0025 ver. 03）

新規に提出された方法論（NM0127：PT Navigat Organic Energy Indonesia Integrated Solid Waste Management (GALFAD) Project in Bali, Indonesia）をふまえ、既存の類似方法論（AM0025 ver02：Avoided emissions from organic waste through composting）にこれを統合することが勧告された。今次理事会会合にてリフォーマット（AM0025 ver. 03：Avoided emissions from organic waste through alternative waste treatment processes）が承認された。

また、DOE による要請に基づき、電力の消費・供給が小規模 CDM の閾値内である場合には、代替される系統電力の排出係数の算定において小規模 CDM の方法論（AMS I.D）を用いることを可能とする旨、改訂が勧告され、理事会により承認された。

セメント生産における化石燃料の部分的代替（ACM0003 ver. 02）

セメントの製造プロセスにおいて使用される化石燃料の代替燃料について、その定義の明確化を行うための改訂が方法論パネルより勧告され、承認された。また、メタン発生回避の算定について、上記決定（２－２．④）を反映した改訂が行われた。

排ガス・排熱を燃料とする系統連系型発電（ACM0004 ver. 02）

燃料として用いられる排ガスが、他の燃料と混焼されるために排ガスによる発電量が単体で計測することができない場合の排ガス利用の可否、および廃蒸気の利用の可否について、明確化要請がプロジェクト参加者より出されていた。これを受け、こうしたケースを認めるべく適用条件が改訂されるとともに、そのために必要な算出式が示された。

系統連系型再生可能エネルギー発電に関する統合方法論（ACM0002 ver. 05）

プロジェクト参加者による明確化要請を受け、方法論パネルの勧告に基づき下記が承認された：

- ・ ビルド・マージン（BM）の算定を行う際に計算対象に含まれる 20%の発電プラントについて、20%分をまたぐ発電プラントの検討の仕方（20%相当分のみか、プラントの総発電

¹⁶ 改訂は 3 月 2 日付けで有効となる。今次会合における「承認済み方法論の改訂手続き」の改訂に基づき（上記 2－1．③）、以後 8 週間以内に登録申請を行ったプロジェクトについては、改訂前の方法論の使用が認められる。

量か) について、プラントの総発電量とすること；

- ・ 連系先系統の排出係数を算定する際、登録済み CDM プロジェクトで対象とされる発電プラントは含めず計算すること。

家畜の飼料管理による糞尿処理の改善 (AM0016 ver. 03)

排出削減量を求める際に、メタン回収量について実測を行い、デフォルト値による計算値と比較した上で、低い方の値を採用することの明記が行なわれ、フレア効率のモニタリング要件についても記載が加えられた。

バイオマス残滓を燃料とする系統連系型発電 (ACM0006 ver. 02)

適用可能条件の一部として参照される発電のベースライン・シナリオの候補を追加すること、及び、コジェネレーションに抽気復水タービン (extraction-cum-condensing turbine) の使用を認めること、の 2 点による適用範囲拡大が勧告され、理事会により承認された。

小規模ゼロ排出の系統連系型再生可能エネルギー発電 (AM0005)

本方法論は ACM0002 (系統連系型再生可能エネルギー発電方法論) と重複する内容であるため、これを廃止することが勧告され、承認された。

2-3. COP/MOP1 の要請に基づく検討事項

①炭素回収・貯留 (CCS) 方法論の扱い

COP/MOP1 により、炭素回収・貯留 (CCS) に関連した主要論点として、プロジェクト領域、漏出、永続性の 3 つに焦点を当てて、①政府意見書の提出を求めること、②SBSTA24 (今年 5 月) にて本件に関するワークショップを開催すること、③CDM 理事会に提出された方法論の検討を行い、方法論策定の観点から COP/MOP2 に勧告を提出すること、が求められている。

今次 CDM 理事会会合では、上記③を受け、これまでに CDM 理事会に提出された CCS 関連方法論 2 件の扱いについて討議が行われた。その結果、まず、COP/MOP2 に対し行う勧告としては、COP/MOP1 で要請された上記 3 つの論点に関する方法論パネルによる *qualitative assessment* に基づく一般的な勧告のみを提出することが確認された。その上で、当該勧告内容の検討を行うために、個別の排出源 CDM の新方法論に適用される手続き (「新規方法論の提出及び審査に関する手続き」) に則り、これら 2 件の方法論について方法論パネルで検討を開始することが合意された。この結果、提出された 2 件の個別の方法論の評価は行わず、また、当該手続きに規定される従前の事前審査は行わないこと、ただし、必要に応じて方法論提案者から *clarification* を求めることが合意された。

本件については、CCS プロジェクトを実施するためのモダリティが存在しないとの解釈¹⁷から、既存の排出源 CDM の方法論における手続きを CCS 方法論の検討に適用することに抵抗

¹⁷ CO2 削減の非永続性の観点から、排出源 CDM (温室効果ガス排出の *reduction* を対象) のモダリティを定めた Decision 17/CP.7 は適用されないとの考えに基づく解釈。他方、吸収源 CDM (温室効果ガスの *removal* を対象) のモダリティを定めた Decision 19/CP.9 はその対象を植林・再植林に限定しており、CCS は含まれない。

を示す考え方が一部メンバーより示された。他方、COP/MOP2 への有効な方法論の勧告を行うためには、CCS プロジェクトに関する様々な専門的な知識や情報が不可欠であり、まずは方法論パネルにより具体的かつ技術的な検討を早期に行うことが必要との見解が多くのメンバーから示され、上記合意が行われた。

CDM 理事会メンバーに対しては、5 月に開催されるワークショップにおいて議論されるべき項目等の提出を 3 月 2 日までに行うことが求められた。

なお小規模 CDM においても CCS 方法論が 1 件提出 (SSC_0038 "Anthropogenic Ocean Sequestration by Changing the Alkalinity of Ocean Surface Water")¹⁸されており、上記と同様の方向性で小規模ワーキング・グループが検討を行なうことが合意された。

②追加性立証に関する検討

上記 2－2．①参照。

③政策プログラム下のプロジェクト

COP/MOP1 において、政策や基準自体は CDM となり得ないが、政府プログラムの下に実施されるプロジェクトについてはバンドリング等を通じて CDM として実施することを認めることが決定された¹⁹。これを受けて、これまで提出されていた基準自体を CDM とする方法論 (NM0072：Mandatory Energy-Efficiency Standard for Room Air Conditioners in Ghana²⁰) は、こうした扱いに適合しないことから、プロジェクト参加者より提案を撤回する旨理事会に対し要請があり、理事会は電子決裁を通じこれを承認したことが報告された²¹。

④統合方法論

CDM の方法論に関するその他の COP/MOP1 決定として、統合方法論の策定においては、統合源となる個別の方法論の要素をすべてカバーする汎用性の広い方法論の策定を進めることとされている点につき、方法論パネルは留意しながら、統合方法論の策定にあたることが要求された。

3. 植林・再植林 CDM

今次理事会会合では、第 7 回植林ワーキング・グループ (AR-WG) 会合が開催され (2 月 7～8 日)、レポートが提出された。これに基づき下記の検討が行われた。

3－1. 植林・再植林 CDM に関する横断的課題の検討

再生可能バイオマスの定義

これまでに、再生可能なバイオマスの定義について、方法論パネル、植林・再植林ワーキ

¹⁸ 当該方法論で対象としているプロジェクトは、実際には二酸化炭素の回収は行っておらず、定義上、CCS として分類することは適当ではないと思われる。

¹⁹ Further guidance relating to the clean development mechanism, paragraph 20, 21

²⁰ ガーナにおいてエアコンのエネルギー効率基準を規制として定めた場合に、そうでない場合と比較し回避可能な GHGs 排出を削減クレジットとして算出するという内容。

²¹ Annotations, Twenty-third meeting

ング・グループ及び小規模 CDM ワーキング・グループが合同で検討を行ってきた。今次理事会会合では、前回理事会会合での検討を反映し、より包括的な内容の勧告案が提出された。CDM 理事会の検討の結果、一部の修正を加えた上で採択された。

なお、当該定義の策定は、これに含まれないその他のバイオマスの使用を禁止するものではなく、当該定義に該当しないバイオマスが CDM のプロジェクト活動に用いられる際には、炭素蓄積量に与える影響をリーケージとして算入することが求められる旨、確認された。

国家・部門政策の勘案

植林・再植林プロジェクトに関する国家または部門政策を、ベースライン・シナリオにおいてどのように反映させるべきかについて、今次理事会会合にて検討が行なわれた。本件についての AR-WG からの勧告は、排出源 CDM における取扱²²と同様に、こうした政策を炭素蓄積量の増加に寄与するものと、その低下をもたらすものとに分類し、その実施時期により、その影響をベースラインに考慮する必要性を規定する内容となっていた。

今次理事会会合の検討の結果、炭素蓄積量の低下をもたらす政策については、そもそも土地の適格性²³との関係から、こうした規定が適用される可能性が極めて低いと考えられることから削除され、炭素蓄積量の増加に寄与する政策のみを対象とすることが合意された。具体的には、植林活動に対して比較優位を与える国家・部門の土地利用政策または規則で、マラケシュ合意の採択（2001 年 11 月）以降実施されているものについては、ベースライン・シナリオの同定にあたり考慮する必要はない、とされた（排出源 CDM の E-の考え方に相当）。

3-2. 個別方法論の検討

第7回AR-WGで検討された結果、新方法論3件に対する勧告がEBに提出されたところ、ARNM0013（“The Mountain Pine Ridge Reforestation Project (MPR Project)”）についてB判定（修正条件付き再検討）、ARNM0014、ARNM0016についてはC判定との勧告が出され、承認された。これまでに承認された植林・再植林の方法論は、「小規模植林・再植林プロジェクトの簡便化方法論」を除き、1件にとどまっている。

3-3. フォーム及びガイドラインの改訂

植林・再植林 CDM に関する各種提出書類フォームの整備が行なわれ、以下につき承認された：①植林・再植林 CDM の PDD フォーム（CDM-AR-PDD）の改訂、②CDM-AR-PDD 及び CDM-AR-NM（植林・再植林の新方法論提出フォーム）²⁴の記述ガイドラインの改訂、③小規模の植林・再植林 CDM のための PDD フォーム及び記述ガイドライン（ドラフト）④植林・再植林の新方法論の事前審査（pre-assessment）フォーム（CDM-AR-NMas ver2）の改訂。PDD フォームが作成されたことにより、小規模植林・再植林 CDM プロジェクトの実施者は

²² EB16（ANX3）にて、E+, E-の概念が採択された。

²³ 植林プロジェクトは、過去50年間森林でなかった土地、再植林プロジェクトは1989年末の時点で森林ではなかった土地に土地適格性が認められる。（FCCC/CP/2001/13/Add.1）

²⁴ 既存の CDM-AR-NMB、CDM-AR-NMM を統合し、置換する。

プロジェクトの提出が可能となった。

4. 小規模 CDM

第 4 回 SSC ワーキング・グループ (SSC-WG) 会合が開催され (2006 年 1 月 26~27 日)、レポートが提出された。これに基づき、今次理事会会合にて下記の検討が行われた。

4-1. 小規模 CDM に関する横断的課題

①非再生可能バイオマスから再生可能バイオマスへの転換プロジェクトの方法論

CDM では、植林・再植林プロジェクトは CDM 活動として認められるが、炭素蓄積量の減少を抑制する活動 (森林管理) は不適格と規定されている²⁵。これに基づくこれまでの CDM 理事会での検討経緯により、「小規模 CDM 簡便化方法論」に含まれていた非再生可能バイオマスから再生可能バイオマスへの転換を行うプロジェクト活動のための方法論について、これを無効として削除することが決定された²⁶。同時に、こうしたプロジェクトの方法論を定めるための代替案について、パブリック・コメントの受付 (2005 年 10 月 28 日~12 月 5 日) を実施した。

当該方法論の削除決定に対しては、COP/MOP1 の場を通じ、発展途上国のプロジェクト参加者等を中心に、異議の申し立てが相次いだ。COP/MOP1 決定では、CDM 理事会による上記パブリック・コメント受付の実施を歓迎し、優先的にその代替方法論の開発を行うことを CDM 理事会に要請することが記載されていた。

こうしたことを背景に、SSC-WG では、方法論パネル及び AR-WG の協力を得ながら非再生可能バイオマスの代替を内容とする方法論の検討が行なわれた。今次理事会会合では、SSC-WG 議長より、パブリック・コメントの募集は、当該プロジェクトの排出削減量算定方法に関する方法論上の具体的検討を対象とするものであったが、期限内に寄せられた 7 件のパブリック・コメントはこうした要請に対応する内容となっていなかったとの報告が行なわれた。このため、SSC-WG は、方法論パネルからのインプット等に基づき検討を行い、方法論のカテゴリーを 2 件新設するとの勧告を行った (Category I.E Switch from non-renewable biomass for thermal applications ; Category II.G. Energy efficiency measures in thermal applications of non-renewable biomass²⁷)。これらの方法論は、現在使用されている非再生可能バイオマスが枯渇した際には化石燃料が用いられることを想定し、デフォルトの排出係数を用いてベースラインを算定し、再生可能燃料で代替した際の GHGs 削減量を算出する内容となっている。

こうしたベースラインの算定方法はこれまでの CDM 事業において先例がなく、当該勧告について理事会の見解が分かれた。勧告内容を肯定する立場からは、こうしたプロジェクト活動は、途上国の中でも最貧困層を対象とし、極めて小規模となることが予想されることか

²⁵ マラケシュ合意、第7条(a) "eligibility of land use, land-use change and forestry project activities under the clean development mechanism is limited to afforestation and reforestation"

²⁶ EB21。なお、EB20 にて、炭素蓄積量の変化をもたらす CDM 活動の扱いは下記とされた：①炭素蓄積量を減少させる場合には、減少分をクレジットより控除 (プロジェクト排出とみなす) こと；②炭素蓄積量を増大させる場合には、増加分は勘案されない (排出削減としてカウントされない) こと；③ただし、炭素蓄積量を変化させる分については、別途、植林・再植林 CDM としてプロジェクト申請を行い、tCER・ICER を取得することは可能。

²⁷ SSC-WG04 レポート、ANX15, 16

ら、当該方法論の策定を特別措置として容認することで、実務的対応を急ぐべきといった見解が示された。他方、これに反対する立場からは、プロジェクト実施前に意図的な **deforestation**（木材の伐採）等を誘発する要因となり得ることや、プロジェクト実施前の活動がプロジェクト領域の外にシフトするというリーケージへの対応が必要であるとの見解が強く主張された。結果として、**SSC-WG** にリーケージについての検討を要請することで合意した。また、こうした議論をふまえ、バイオマスを用いた小規模 **CDM** のプロジェクト活動におけるリーケージの扱い方についてパブリック・コメントの受付を行うことが合意された（コメント期間は 3 月 1 日～3 月 26 日）。

②バンドリング

複数の小規模プロジェクトを一括化（バンドリング）するための詳細規定について、これまでに合意された基本原則をふまえ、**SSC-WG** がルール詳細に関する技術的検討を行った。これに基づき、**CDM** 理事会に対し、①バンドリングを行ったプロジェクトの登録申請に提出されるカバーフォーム（**F-CDM-SSC-BUNDLE**）、②「**PDD** の提出、新規方法論の提出、バンドリングされた小規模 **CDM** プロジェクトの提出の記述ガイドライン」が提出された。今次理事会会合での検討の結果、これら勧告が承認され、これまでの合意事項もふまえたルールの概要は以下のとおりとなった：

小規模 **CDM** プロジェクトのバンドリングに関する基本ルール：

- バンドリングの申請は、プロジェクトの登録申請段階で行うこと；
- バンドリングされたプロジェクトの構成変更（追加、解除）は認められず、バンドリングに含まれるプロジェクトの申請は、すべて同時に行われること；
- バンドリングされたプロジェクトのクレジット期間はすべて同一であること；
- バンドリングされたプロジェクトは、カバーフォーム（**CDM-SSC-BUNDLE**）を用いて一括して登録申請を行い、登録料（5－3．参照）は、バンドリングされたプロジェクトの年平均想定 **CER** 量/年の合計に基づき支払われること；
- 複数のホスト国にまたがりバンドリングが行なわれる場合には、ホスト国の承認レターの内容として、当該国のプロジェクトがバンドリングに含まれていることが認識されていることにつき明記すること；
- 必要手続き及び提出書類については、プロジェクト・ケース（下記）ごとに以下とする：
 - ①のケースにのみ、単一の **PDD** の使用が認められる。共通のベースラインを適用する場合には、それぞれのプロジェクトの状況から、その正当性につき説明することが求められる（同一の技術を用いる場合等でも、異なるベースラインが求められる場合もある²⁸）。また、条件設定を明確にした上で、共通のモニタリング計画を用い、単一のモニタリング報告を提出することも可能とする。認証・検証報告は単一のものとする。
 - ②、③、④のケースにおいては、バンドリングを構成する各プロジェクトについてそれぞれの **PDD** 及び、それぞれのモニタリング計画を提出することが求めら

²⁸ 同一の発電技術であっても、異なる系統に連系される場合（異なる排出係数を適用）等。

れる。認証・検証報告については単一とすることを認める。

プロジェクト・ケース：

- ① 同一のタイプ²⁹、カテゴリー³⁰、技術³¹（例：系統連系型風力発電のプロジェクト活動同士のバンドリング）
- ② 同一のタイプ、カテゴリー、異なる技術（例：系統連系型太陽光発電と系統連系型風力発電のプロジェクト活動のバンドリング）
- ③ 同一のタイプ、異なるカテゴリー、異なる技術（例：系統連系型風力発電と自家発電として用いるバイオマス発電のバンドリング）
- ④ 異なるタイプ、異なるカテゴリー、異なる技術（例：系統連系型風力発電とメタン回収・燃焼プロジェクト活動のバンドリング）

SSC-WG は、共通のベースラインが適用されるための条件についての検討を行い、プロジェクト・カテゴリーの組み合わせごとに、共通のベースラインが用いられる可能性について分析を行った。その検討結果として、いくつかの組み合わせについては、たとえ異なる技術を用いているとしても、共通のベースラインが適用できる可能性は排除されるものではないが現実的ではない、との見解を示した。

いずれのプロジェクト・ケースにおいても、原則としてバンドリングを認めることがこれまでに合意されており（EB21）、これらについては一般的なガイダンスは出さず、ケース・バイ・ケースで判断されることになると考えられる。

③行動様式の変化に関するプロジェクト

SSC-WG に対し提出された方法論（SSC_012 "transfer of know-how and training that include behavior changes"³²）を背景に、ノウハウの移転やトレーニング・プログラムの実施等を通じ、行動様式の変化をもたらすプロジェクトを CDM として実施することの適格性について、CDM 理事会のガイダンスが要請された。理事会の討議の結果、ノウハウの移転やトレーニングといったプロジェクト自体は CDM として認められないが、こうしたプロジェクト活動による直接的な結果として、燃料の消費削減等を通じた GHG 排出削減の計量が可能である場合には、CDM プロジェクトとなり得るとの見解が示された。

なお、マラケシュ合意は CDM の実施により技術及びノウハウの移転がもたらされることを原則としている一方³³、CDM の要件として技術移転が必ずもたらされなければならないとの規定とはなっていない³⁴。今次会合で示された見解からは、ハード面での技術移転を伴わず

²⁹ 小規模 CDM には、再生可能エネルギー(タイプ I)、省エネルギー(タイプ II)、その他(タイプ III)の 3 タイプがあり、小規模プロジェクトとしての適格性を示す閾値がそれぞれに設定されている。（Decision 21/CP.8）

³⁰ 小規模 CDM の各タイプの下に設定されているプロジェクトの類型（indicative methodology list）。例えば再生可能エネルギー（タイプ I）の下で、系統連系型再生可能エネルギー発電（タイプ I-カテゴリー D）など。（Decision 21/CP.8, Appendix B）

³¹ 実施されるプロジェクトで用いられる技術。例えば、系統連系型再生可能エネルギー発電（タイプ I-カテゴリー D）下であれば、風力発電、太陽光発電等。

³² プロジェクトの内容は、公共バスの路線設定や運転方法に関するノウハウの移転となっている。

³³ Decision 17/CP.7, paragraph 8

³⁴ マラケシュ合意、Appendix B、paragraph 2 (a)では、PDD に求められる記載事項として、技術移転については当該事項があれば記述する、との文言となっている。

行動様式の変化促進等を目的としたプロジェクトは、プロジェクト領域の設定、モニタリング方法、追加性立証方法等、方法論上の技術的な要件が満たされる場合には CDM として実施することが可能と考えられる。

④小規模 CDM の定義見直し

COP/MOP1 決定³⁵により、CDM 理事会は、小規模 CDM の定義を含む小規模 CDM 全体の見直しを行い、その結果を COP/MOP2 に勧告する旨、要請されている。これをふまえて、定義の変更に関して SSC-WG での検討開始を要請することが合意された。本件については、現行の小規模 CDM の定義では、埋立地からのメタン発生回避等のタイプⅢプロジェクトにはメリットが多い（比較的大きなクレジットを得られるプロジェクトでも小規模プロジェクトとして実施可能）が、省エネ等における他のタイプのプロジェクトでは、現行の小規模 CDM の定義を適用した場合には、タイプⅢのプロジェクトと比べて獲得できるクレジットが少ない等が指摘されている。

⑤小規模方法論のモニタリングについて

小規模プロジェクトに適用されるモニタリングについて、計測機器の認証基準やサンプリングを用いる際の有意性等に関しガイドラインの追加を行う旨、SSC-WG より勧告があり、今次理事会にて承認された。

4-2. 個別方法論の検討

外部からの提出等に基づき、「小規模 CDM 簡便化方法論」の改訂等について SSC-WG が検討を行い、下記のとおり理事会にて承認された。

- タイプⅠ：発電容量の追加、改修プロジェクトの追加等。
- タイプⅢ：TypeⅢにおけるメタン処理に関する方法論について、新規カテゴリーが追加され、これに伴う改訂等が行われた。また、プロジェクトの直接排出量を算定するための項目が追加された。こうした整理の結果、タイプⅢのメタン処理・発生回避に関連する方法論カテゴリーは下記となった：
 - III.D.：メタン回収（カテゴリーの追加等を受け適用条件の明確化のため改訂）
 - III.E.：管理燃焼によるバイオマス分解によるメタン発生回避（プロジェクト排出に関する詳細を設けるための改訂）
 - III.F.：コンポストによるメタン発生回避（新規）
 - III.G.：埋立ガス回収（新規）
 - III.H.：排水処理施設におけるメタン回収（新規）
 - III.I.：好気性排水処理施設による嫌気性ラグーンの代替によるメタン発生回避（新規）

³⁵ Further guidance relating to the clean development mechanism, paragraph 31

5. プロジェクトの登録関連

5-1. レビュー要請案件

レビュー要請手続きに則り、3 名以上の理事会メンバーよりレビュー要請が出されていたプロジェクト 2 件の扱いについて、DOE、プロジェクト参加者からの対応等に基づき検討が行なわれた（非公開）。その結果、以下のとおり決定された：

- ・ “BK Energia Itacoatiara Project” (#0168)
排出削減量の計算方法につき修正を行うことを条件とし登録。
- ・ “Santa Cândia Bagasse Cogeneration Project” (#0065)
登録要請どおり登録。

5-2. 登録審査体制に関する検討

①「登録・発行チーム（RIT：Registration and Issuance Team）」の設立

CDM プロジェクトの登録申請及び CER の発行申請についての審査体制のあり方について、これまでの議論をふまえ検討が重ねられた。この結果、「登録・発行チーム（RIT：Registration and Issuance Team）」を設立することが合意された。当該チームは、プロジェクトの登録と CER 発行の是非について CDM 理事会が意思決定を行なうための判断材料を提供することを目的として評価資料（appraisal）の作成準備を行なう。CDM 理事会 3 名以上または締約国からレビュー要請がなされた場合には CDM 理事会にてレビュー実施如何について検討するとの従前の手続き³⁶に変更はない。

前回理事会会合では、プロジェクトの登録審査に関する専門チームの設立が合意されていたところ、今次会合では、登録申請案件に加え、CER の発行要請案件についての評価をタスクに加え、固定メンバーを 6 名の予定から 10 名に増大する等、当該チームのスコープが拡大された。今次会合にてチームメンバーと初代の議長（Xuedu Lu 氏）の選任も行われ、3 月 6 日より業務を開始することとなった。「登録・発行チーム」に関する規定概要は下表のとおり：

表 5-2-1：登録・発行チームに関する規定

登録	CER 発行
担当： ・ 案件毎に固定メンバー1 名を主担当（アルファベット順）、方法論の専門家（ロスターから選出）1 名を副担当とする。 ・ Appraisal は 1 名の担当者が纏めて提出。	担当： 案件毎に固定メンバー1 名（アルファベット順）が担当。
手順：	手順：

³⁶ Decision 17/CP.7, paragraph 41&65。

①事務局による登録申請の受理、メンバー及び専門家の指定； ②登録申請受理の公表から 5 日以内に conflict of interest につき対応； ③通常規模プロジェクトについては 15 日以内、小規模プロジェクトについては 10 日以内に、副担当が appraisal フォーム（F-CDM-REGappr）を記入し主担当に提出； ④主担当は、通常規模プロジェクトについては 15 日以内、小規模プロジェクトについては 10 日以内にそのレビュー及び最終化³⁷を行い、事務局に提出； ⑤事務局は、1 営業日以内に当該 appraisal を CDM 理事会に提出。	①事務局による登録申請の受理、メンバーの指定； ②登録申請受理の公表から 2 日以内に conflict of interest につき対応； ③担当メンバーは、通常規模プロジェクト・小規模プロジェクトともに 6 日以内に appraisal フォーム（F-CDM-ISSappr）を記入し事務局に提出。 ④事務局は、1 営業日以内に当該 appraisal を CDM 理事会に提出。
（参考） 自動登録期限は登録申請から通常規模プロジェクト 8 週間、小規模プロジェクト 4 週間。	（参考） 自動発行期限は発行申請から 15 日間。
Appraisal のスコープ： ・当該プロジェクトが有効化要件を満たし、DOE による適切な取扱いがなされているかを審査； ・プロジェクトの登録に関する一般的問題点で CDM 理事会で検討されるべき 이슈 の特定； ・問題となった 이슈 の再発を防ぐためのガイダンス/明確化/規定の見直し等の妥当性。	Appraisal のスコープ： ・当該プロジェクトが認証・検証要件を満たし、DOE による適切な取扱いがなされているかを審査； ・CER 発行に関する一般的問題点で CDM 理事会で検討されるべき 이슈 の特定； ・問題となった 이슈 の再発を防ぐためのガイダンス/明確化/規定の見直し等の妥当性。
その他： ・チームの議長は、案件 10 件ごとに CDM 理事会理事及び理事代理（ランダムに選任）が 1 名ずつ交代で務め、体制の監督にあたる； ・Appraisal 作成作業は、メール、電話等のコミュニケーションを通じ実施する； ・メンバー及び専門家に対しては規定代価が支払われる（good quality で期限内に提出されることが条件）； ・メンバーの任期は 2007 年の第一四半期までを目処とし、2006 年末までに当該チームの機能について見直しを行なう。	

②Appraisal において軽微な修正が求められる際の手続きに関する検討

これまでに、プロジェクトの appraisal を理事会メンバーが行ってきたところ、軽微な問題点につき修正が行われることを条件として承認するとの評価が出されるケースがあった。こうしたケースに対処するための手続きについて、理事会メンバーより検討の必要性が指摘され

³⁷ チーム全体としての勧告合意といった手続きを不要とし、個別案件ごとに完結したタスクとすることが EB22 で合意されている。

たため、今次会合では「登録・発行チーム」の業務と関連付けて検討が行われたところ、具体的施策の合意には至らなかった。本件については、これまでに実施された appraisal をふまえ、レビューの実施には至らなかったものの、どのような問題点が指摘され、修正等が要求されたのかの整理（カタログ作成）を事務局に要請することとなった。これをもとに、次回理事会会合にて引き続き検討が行われる。

本件の議論において、こうした作業を通じ、登録済みプロジェクトに重大な問題点が指摘された場合にも、当該プロジェクトが登録済みであることを根拠に先例とされるものではない（すなわち、登録済みプロジェクトに示された誤り等をもって、同様の特徴を持つプロジェクトが登録されるべき根拠とはならない）といった議論が行われた。

5－3．登録料

CDM 運営経費のためにプロジェクト参加者により支払われる納付金（SOP : Share of Proceeds）について、COP/MOP1 決定が出されている³⁸。これまでに CDM 理事会では、プロジェクトの登録の際に支払われる登録料について、SOP と関連付けて改訂を行うことを採択していたが、COP/MOP1 にて決定された SOP³⁹には登録料の改訂についての決定が含まれていなかったため、SOP を考慮しつつ登録料の改訂についてあらためて検討がなされた。登録申請料に上限を設けるべきとの考え方が一部メンバーより示され、議論の焦点となった。これまでに合意された登録料は、削減見込み量に比例して設定されていることから、大規模プロジェクトでは極めて高額となる可能性があった。このためプロジェクト実施の障害となるような登録料の設定は CDM 促進の目的に反するといった意見が出された。検討の結果、登録料の改訂が合意され、COP/MOP1 で決定された SOP も含めて登録料に関する規定は下記のとおりとされた：

- ① 暦年 1 年間以内に CER の発行要請がなされた排出削減量で 15,000 t-CO₂ までの分については、1CER 当たり US \$ 0.1 を SOP として課金する；
- ② 暦年 1 年間以内に CER の発行要請がなされた排出削減量で 15,000 t-CO₂ を越える分については、1CER 当たり US \$ 0.2 SOP として課金；
- ③ 登録料は、プロジェクトの年間排出削減推定量（PDD 記載）に SOP を乗じた値とする；
- ④ 上記に基づき求められる登録料の最大額は US\$350,000 とする；
- ⑤ 年間平均排出削減量⁴⁰が 15,000t-CO₂ 未満のプロジェクトについては登録料を免除する；
- ⑥ 支払われた登録料は SOP の一部として位置づけ、納付金から控除する；
- ⑦ プロジェクトの登録が承認されない場合、支払われた登録料のうち US\$30,000 を越える分については返金する；

³⁸ Further guidance relating to the clean development mechanism, paragraph 37-39

³⁹ EB 勧告では、原則として発行される 1 CER あたり一律に US\$0.2 とされたが、COP/MOP1 では、年間 15,000CER 発行分までは SOP を US\$0.1/CER に減額する旨、決定された。

⁴⁰ EB21 での SOP・登録料に関する決定文書（ANX26 パラ 5、）では、登録料免除の閾値が年間平均排出量（average annual emission）15,000 tCO₂e とされていたところ、訂正された。

⑧ 改訂された登録料の適用は、2006 年 3 月 1 日より開始する。

なお、COP/MOP 1 により、SOP の規定について COP/MOP2 にて見直しを行うこと；CDM の運営プロセスにおいて SOP に余剰が発生する場合には、SOP (US \$ 0.2/CER) の引き下げを検討すること；ただし US \$ 0.1/CER からは引き下げないこと、が決定されている。

5-4. 遡及クレジットの申請手続き⁴¹

COP/MOP1 により、遡及クレジットを求める場合の要件として「2005 年 12 月 31 日までに有効化審査の要請または方法論の提案が行われたプロジェクトで、2006 年 12 月 31 日までに登録されたプロジェクトについては遡及クレジットの発行を認める」との決定⁴²が行われたことを受けて、以下のとおり明確化が行われた：

- 有効化審査の要請は、PDD が DOE に対して当該期限までに提出されていることとし、DOE のシステム上、その認証が可能であること；
- 方法論の提案は、新方法論提案の第 14 ラウンドの期限（2006 年 1 月 11 日）までに提出されたものとし、提案方法論が不承認扱いとなった場合であっても、2006 年 12 月 31 日までに当該方法論を用いたプロジェクトとして登録が完了すれば、遡及クレジットの発行を認める（ただし、こうした方法論の審査にあたって、優先して審査を行うなどの例外的な取り扱いは行わないこととする）。

6. CER の発行に関する検討

今次会合では、CER 発行申請が提出されたプロジェクトのうち、1 件のプロジェクト (Granja Becker GHG Mitigation Project (#0108)) について 3 名の理事会メンバーからレビュー要請⁴³が出されたことを受け、当該案件の取扱が検討された（非公開）。この結果、DOE に対し、改訂されたモニタリング報告の認証を改めて実施することを求め、プロジェクト参加者はこれに基づき CER 発行要請を再提出するよう求めることが合意された（レビューは行わないが、事実上、CER 発行要請の不承認）。

7. その他

7-1. DNA とのインタラクション

CDM 理事会は、COP/MOP1 決定により、CDM の地域バランスの改善を行うよう要請を受けている⁴⁴。CDM 理事会は、これまでに策定されたマネジメントプラン (CDM-MAP) に基

⁴¹ 2000 年 1 月 1 日から 2004 年 11 月 18 日までに実施されたプロジェクトは早期実施プロジェクトとして、CDM としてのプロジェクト登録より遡ってクレジットの発行を受けることができる。

⁴² Further guidance relating to the clean development mechanism, paragraph 4

⁴³ CDM 理事会メンバー 3 名以上または締約国からレビュー要請が行われた場合、理事会会合にてレビュー実施如何が決定される（マラケシュ合意、第 65 条）。

⁴⁴ Further guidance relating to the clean development mechanism, paragraph 32-36

づき、国家指定組織（DNA：Designated National Authority）⁴⁵を対象とした DNA フォーラムを設置することに合意した。

また、COP/MOP1 は、CDM の地域バランス改善の妨げとなっている要因について、締約国に対し 5 月 31 日を期限として見解を提出することを求めている。CDM 理事会は、同様に、本件に関するパブリック・コメントを受付ける（3 月 1 日～4 月 21 日）ことにつき合意した。

DNA フォーラム会合は、COP/MOP1 決定により、COP/MOP 及び補助機関会合の開催にあわせ、年に 2 回開催されることとなっているが、その具体的運営方法や会期等については、これらのインプットをふまえ、今後事務局により検討が行われる。

7-2. オブザーバーとの意見交換

オブザーバーとの意見交換の場が持たれ、主に下記の質疑等があった：

- ・政府プロジェクト下で行なわれるプロジェクトについて COP/MOP1 決定によりガイダンスが示されたことを受けて、CDM 理事会によるさらなるガイダンス作成予定の有無についてオブザーバーより質問が出されたところ、CDM 理事会からあらためてガイダンス作成は行わず、こうしたプロジェクトの提出が行なわれれば、ケース・バイ・ケースで具体的な検討を開始するとの見解が示された。

- ・レビュー要請が 3 名以上の理事会メンバーより出された際の対応として、プロジェクト参加者に伝達される情報が不十分であり、レビュー要請の根拠等が不明確であるとの点について、オブザーバーより不満が表明された。これについて理事会からは、昨年末には遡及クレジットの申請期限が迫ったことから登録申請が殺到し、個別案件に関する詳細等の対応は CDM 理事会のキャパシティを越えるものであったとの事情説明が行われた。また今後は、「登録・発行チーム」の設立により、こうした対応が充実するであろうとの見解が示された。ただし、レビュー要請はレビューの実施が決定されたことと同義ではなく、プロジェクト参加者とのフィードバックは、レビュー実施の決定後になされるとコメントされた。

- ・JI 監督委員会（JISC）との協調体制について質問が出されたところ、情報交換は有用であるとの見解を示しながらも、具体的な公式対話を行うには時期尚早との見解が示された。

- ・事務局スタッフの拡充を踏まえ、その機能として具体的な業務の追加等の見通しについて質問が出されたところ、業務の範囲についての変更はなく、サポート体制の内容が強化されたとの説明がなされた。これについては、別途オブザーバーから、事務局の対応について特に質問等への反応の面で内容の充実化、迅速化がみられると評価するコメントがあった。

7-3. 外部からのコメント

前回理事会以降寄せられた外部からのコメントについては、時間的制約から今次会合では検討は行われなかった。

⁴⁵ CDM プロジェクトを行う事業者の承認等を行う担当政府機関（マラケシュ合意、第 29 条）。これまでに 94 の DNA が設立されており、このうち 75 が非附属書 I 国の DNA である。

参考 CDM 理事会メンバー及び役職等について

COP/MOP1 における理事・理事代理⁴⁶の改選を受け、議長・副議長の選定が行われた。議長・副議長は附属書 I 国と非附属書 I 国と交代でつとめることになっており、今年度は、議長に非附属書 I 国から、副議長に附属書 I 国からの出身の理事会メンバーが選出された（表 1）。また、パネル、WG の議長・副議長の人選（表 2）⁴⁷、担当者の決定（表 3）が行われた。

表 1 : CDM 理事会メンバー

	理事	理事代理
Africa	Mr. John Shaibu Kilani South Africa (COP/MOP 2)	Mr. Ndiaye Cheikh Sylla Senegal (COP/MOP 2)
Asia	Mr. Rajesh Kumar Sethi India (COP/MOP 2)	Ms. Liana Bratasida Indonesia (COP/MOP 2)
Eastern Europe	Ms. Anastasia Moskalenko Russia (COP/MOP 3)	Ms. Nataria Berghi Moldova (COP/MOP 3)
GRULAC (Group of Latin American and Caribbean States)	● Mr. José D. G. Miguez Brazil (COP/MOP 2)	Mr. Clifford Mahlung Jamaica (COP/MOP 2)
WEOG (West European and Others Group)	Mr. Jean-Jacques Becker France (COP/MOP 2)	Ms. Gertraud Wollansky Austria (COP/MOP 2)
AOSIS (Alliance of Small Island States)	Mr. Rawleston Moore Barbados (COP/MOP 3)	Ms. Desna M. Solofa Samoa (COP/MOP 3)
NAIP (Parties not included in Annex I)	Mr. Xuedu Lu China (COP/MOP 3)	Mr. Richard S. Muyungi Tanzania (COP/MOP 3)
	Mr. Hernán Calino Argentina (COP/MOP 3)	Mr. Philip M. Gwage Uganda (COP/MOP 3)
AIP (Parties included in Annex I)	Ms. Sushma Gera Canada (COP/MOP 2)	Mr. Masaharu Fujitomi Japan (COP/MOP 2)
	○ Mr. Hans-Jürgen Stehr Denmark (COP/MOP 3)	Mr. Lex de Jonge Netherlands (COP/MOP 3)

注 :

- 議長、○副議長
- () 内は改選予定時期を示す。任期は、改選の翌年の最初の CDM 理事会まで。理事は連続最大 2 期まで、理事代理は任期の制限はない。
- 理事メンバーは国連定義の 5 地域から 5 名、附属書 I 国から 2 名、非附属書 I 国から 2 名、島嶼国から 1 名の代表として就任。
- イタリック体は今国会合は欠席。

⁴⁶ 委員、委員代理ともに理事会会合に出席し討議に参加するが、委員代理は、委員に代わり理事会会合に出席している場合を除き、多数決投票が行なわれる際に投票権を持たないこと等が規定されている。(Decision 21/CP.8, ANX I, Rule 29)

⁴⁷ EB の手続きルール上、パネル、WG の議長、副議長も毎年はじめの理事会で選出される。(再任の回数の制限や、議長、副議長についての附属書 I 国と非附属書 I 国とのローテーション制度はなし。)

表 2 : パネル、ワーキング・グループの議長・副議長

	議長	副議長
信任パネル	Mr. Hernán Calino	Ms. Anastasia Moskalenko
方法論パネル	Mr. Rajesh Kumar Sethi	Mr. Jean-Jacques Becker
植林・再植林 WG	Mr. Philip M. Gwage	Mr. Masaharu Fujitomi
SSC-WG	Ms. Gertraud Wollansky	Mr. Richard S. Muyungi

表 3 : その他分担

	担当者	
Registry (SBSTA)*	Mr. Rajesh Kumar Sethi	Ms. Anastasia Moskalenko
HFC-23 (SBSTA)*	Mr. José D. G. Miguez	Ms. Sushma Gera
方法論パネル参加	Mr. Xuedu Lu	Mr. Lex de Jonge

注 : *は、気候変動枠組条約補助機関会合 (SBSTA) との協調により検討が行なわれるイシューとして、CDM 理事会から担当者を決め、適宜報告が行われることになっている。

お問い合わせ先 : report@tky.iecej.or.jp